

工事常識 材料の研究と着眼点

建築材料見積の研究 (3)

林 有 一

經驗の深い林氏が、筆に委せて長い間の研究を此所に趣味的に書き出さんとするのである。總て工事の經營は着眼點が大切である。二月號より精讀を乞ふものである。(編者)

【天正十年の頃】 天下の英雄織田信長が、木曾の檜に着眼し、敬神勤王の大義を奉行すべく伊勢大廟の神宮造營材に選定してより、俄然天下の名木たる盛名を博するやうになり、爾來今日に至る迄、神宮造營材は木曾の檜に限られてゐるのである。

明治大帝の盛徳鴻業を崇敬追慕して、神靈を齋き祀る神宮奉祀の輿論一齊に起るや、幾多の名士が東奔西走、遂に政府を動かして國費五百二十一萬九千餘圓を以て、大正四年より同九年に至る約五ヶ年の日子を費して、明治神宮は造營されたのであるが、神宮奉祀調査會に於て慎重審議の結果、建築用材として、木曾の檜が採用された。

これに就て伊東忠太博士が、紛々たる異論を排して、所信を斷行したる熱心振りは

「材料の研究と着眼點に關して大に學ぶべき所がある。

伊東忠太博士所論の大要は

「世の中の事情の移動と共に、生活の有様や執務の方法が變化する、住宅や事務所云ふ事に就ての思想觀念が變化する、即ちいつくなく自然に、住宅や事務所の様式が改善され變更される、若しも世態が千年變らなければ建築も千年變り様がない、アフリカ内地の蠻族は開闢以來少しも文化に進歩を見ないから、其醜陋なる住居も亦開闢

以來、すこしも變化しないのである、要するに建築の様式は或る物好きな一個人に由て、任意に捏造さるべきものでなくしてやむを得ざる社會の要求の爲に、自然に變化すべきものである。

今や吾人の神社に對する觀念は、古來何程變化し來つたか？ 祭祀の禮式は古來何程變化したか？ 我國民の神に對する觀念は、古今渝りないと思ふ、然らば如何にして、神社建築の様式が變り得やうぞ、只參拜の仕方は多少違つて來て居る、例へば洋服に靴さいふ姿で、立禮を行ふものが多くなつたことなどは其一つである、この要求を充す爲には、拜殿を石敷にし廻廊も石敷とし、祭典に參列する者の爲に椅子を備ふる用意もするのである、然し社殿なるものは

神靈の在ます處である、神靈の家である民衆の家ならば要求の新なるに従つて變化もするが

神靈に新しき要求はない

従つて様式は變化し得ない。」云々。

中央本線木曾大井驛で、汽車を乗り捨て、木曾川へ向へば、奥渡さいふところがある、支流の阿木川や和田川が、本流に合流する地點から約千尺の上流に、木曾川を横ぎつて製造された大堰堤がある。

これぞ大同電力株式會社の、水力發電所貯水用であつて、平時湛水面積五十三萬一千坪の一大湖水が木曾山中に現出し、堰堤上約三里の區域が、背水影響を受け、全湛水量十億立方尺に達すといふことである。

曾ては木馬や修羅で、谷々をすり下した檜の大材を木曾川に流下し、所謂「仲乗り」が大川狩で、日本ラインと稱する名勝犬山城下を過ぎ、錦織で筏に組み、熱田白鳥貯木所に漕ぎ付けた、その永い永い歴史をもつ木曾の山奥にも大變化が來て

跡ナアー ナカノリサン
跡りませうぞへ ナンヂヤラホイ
跡らませうぞ ヨイヨイヨイ
月のナアー ナカノリサン
月の山の端に ナンヂヤラホイ
かぎるまで ヨイヨイヨイ

木曾節に詠はれた「ナサセの「仲乗り」も廢業の止むなきに至つた。

かゝる時代の變遷に伴ひ、天下に冠たる名木木曾の檜の伐採運搬には、輕便軌條が延長百哩計畫で、木曾川支流の各川筋に沿ふて敷設せられ既に七十哩程の工程に進んでゐるといふが、木曾街道上松から西方、小川の溪谷を挟んで數方に亘り、幾多の山や谷を蔽ひ繁茂する鬱蒼たる大森林にも、輕便軌條が險難奇勝の間を蜿蜒さうねり、御獄、王瀧、小木曾なご共、最も規模の大なるもので、何れも伐採したる檜材を索條により、機械設備で釣り上げツリ上げ、トロツコに積み込み直に中央本線を経て、東京隅田川驛に回送されつゝあるが、これが爲め従來のやうに丸太の兩端に

兜巾(トキン)やメドを付ける必要がなくなり

材の無駄が省ける、その代りこれまで、川の水をくゞり、海の鹽水で、水中乾燥が出来たのが、今度は生木のまゝで、直に市場に現はれる、かやうなわけで

世態は刻々に變化してゐる
従つて材料を使用するには、不斷の研究が必

要となるのである。

木曾の檜で想ひ出したが、昔名古屋の正萬寺町に、坪井庄兵衛といふものが、何かの罪を犯して死刑にきめられた、時の領主これを知り

「庄兵衛は曾て、蓬萊や御國のかざり檜山といふ句をなして國を祝したことがある、罪をゆるせ」

と、鶴の一聲で、死罪を免れたといふ話がある。

【檜の拂下げ】 木曾の御料林から隅田川驛に到着する檜材は更に舢に積込まれ、深川の豊住町にある

帝室林野管理局出張所構内に移送しここで毎月一回民間に拂下げさなる。

入札規定

1. 入札保證金は各自見積金額の百分の五です。
2. 賣拂代金にして一廉の金額一千圓以上のものは後納を許可す。
3. 入札契約保證金の擔保として提供すべき國債證券の價格は其額面による。
4. 代金後納の擔保として提供すべき國債證券の價格は左の通り但し利札付。

臨時國債證券 額面百圓に付金九十圓但二名以上の確實なる保證人を設定して保證書提出の場合は左の價格によることを得。

5. 臨時國庫證券 額面百圓に付金百圓
前項後納擔保は左記銀行の定期預金證券に限り代用提供することを得。

日本興業銀行 ……………

6. 代金の納入は 年 月 日限りです。
7. 物件の引渡は代金完納若くは代金後納擔保品提供の翌日より三十日間です。
8. 物件の搬出は 年 月 日限りです。
9. 年 月 日迄に代金の一部を納入し其殘金若くは同代金に對し擔保品を提供したる場合は後納を許可す此場合に於ける代金の後納は 年 月 日限りです。
10. 契約保證金は落札金額の百分の十以上です。(續く)